

それから、コンピューターの根拠のところに関しましてはあれですね、職員、
の超勤の問題、パートの減員、それから本来の仕事、図書館業務
務というのはいろいろな形で仕事があるわけですね、本の貸し出しだけで
はなく、文化事業とかたくさんやってほしいところがあります、組織を持っ
てやるですから、そういう意味では、職員増が必要なのかなというところ
は、私はさっきから言っているのは比較するのはむしろ難しいかもしれないけれど
も、コンピューターを、リースで入れる、金銭的にも引合よりよい形にな
っているのかどうかというところについては、根拠がよくわからないですね。うた
っているところ、電算化を。一番最初に図書館をつくる時には、一番
最初の計画というのは、図書館の基本計画がありまして、そういう
ような図書館計画の中にコンピューターはなっていますよ。で、コンピューター
の導入というところについては、一行も触れてないわけですね。コンピューター導入を
しなくても十分な市民サービスをやっていけるんだというところで基本計画
ができてきたと見えます。どこに一番大きな変更があってコンピューターと
いう形になつてしまったのか。コンピューター導入そのものが全部悪いといふん

じゃあそうですね。その中から、リースも含めようという形で、パターマンスのあ
るような形でやるときにね、一番最初の計画から今日に至るまでの間に
それは最も大きな計画の違ひがあって、こういうことになつたんだらうと。その
図書館の一番最初の図書館の計画を見ますと、図書館主催
事業の問題なかに触れているわけです。こんなことをしてほいたい、
本館に、図書館をつくらたいという皆さんの努力がそこに結集している
わけですね。それが今回に至るまでに、図書館本来の業務がでたかな
ってしまつて、大変残念な事態になりました。どういふふうなことをな
か、パターマンスの関係からいけばぜひ明らかにしていただきたと見えて
います。

一つはそのこと、それからもう一つは、つまり図書館のプライバシーをどう
ますし守ってほしい、当然のことです。それからさっき、漏れるとすれば職
員からと、そういうことは考えたくないし、そういうことはないと思いますが、
そのことをしても、この問題一つにしても、強制はしておらずと、そんなこと
はいこにも書いてないですね。そういうことの案内があれば、それはそれで

プライバシーは守っていくんだなという事になるわけですから、教育長がおっしゃっていることと同時に、これについて、あるいはプライバシーの問題について図書館のどこかにそういうものを張っておくとか、そういう事をしないと、マキ、言ったみたいな形でテレビカメラが見てしまいますよというものが同じ屋根の下にあるわけですから、どういふふうに考えてしまったらうという事があるわけですよ。そのことを、これについて市民に、プライバシーについては守りますよという事を明記するような気があるのかなど、最後にもう一回だけ伺っておきたいです。

三つ目は、さっきの、市民の声を聞くような運営の仕方、運営の仕方、具体的なシステムとして運営審のよう形、あるいは利用者会議のよう形を、これから先つくっていくような計画があるのかどうか、という事を聞きたい。その三つだけです。

○教育次長（八木房雄君） それでは、コンピューターの問題についてお答えいたします。

市民に対してプライバシーの問題をPRというふうな関係でございます。

まず、私も公務員でございますので、地公法で守秘義務ははつきりと決められていますわけでございます。職務上知り得たことについてはだれにも話してはならないというふうな関係、そういうふうな関係がございますので、プライバシーのことについても守らなければならないという事でございまして、あえて市民にはしなくてもよろしいんじゃないか。それだったら全部しなければならぬ。しかもでもプライバシーの問題が漏れたあれもないし、今後やはり守っていくというふうに考えております。

それから、市民の声の関係でございますが、これは中におっしゃる通りでございますが、やはり社会教育委員会におきまして、社会教育委員会に意見を聞くということになっておりますので、社会教育委員の意見を聞いて進めてまいりたいと考えております。それから利用者会議とか運営会議というふうな二重なあれはつくらなで、やはり社会教育委員にお願したいというふうに考えております。

それから、コンピューターの導入の関係でございますが、やはり先ほど教育長がお話し申し上げたとおり、やはり電算化によりまして市民への

サービスというところでござりますが、いろいろとリクエストとか、うちの方でいいますと督促とか、非常にそういふようなコンピューターによるの利点と言いますが、そういふものが多いわけではございまして、それによって、ぜひこれにこそは人員が非常に大変でござりますが、なおほかの方にその人員が向けられるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○十番（遠藤洋一君） どうしても納得できません。要するに、いま言ったことについては答えてない等しいわけですから、これはこれから継続して図書館の問題については特にやってほしいと思っております。

フライバシーのことについても、あえて市民へのアピールはしないなんていうことは、とんでもない話でして、ほかの所の市町村の例なんかも、ずいぶん持ってきて見なければいけません。そんなことを言うところはどこもなんでしょう。どうしてそういふことを言われるのかよくわかりませんが、特にコンピューター導入だけでなく、図書館のことは非常に重要なことですから、やってほしいと思っております。以上です。

議長（末次性男君） 以上下一般質問を終わります。

○議長（末次性男君） これより午後一時まで休憩いたします。

午後十二時五分 休憩

午後一時九分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第七十四号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君 登壇）

○福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきまして、議案第七十四号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本条例は、福生市熊川一六六番地の五にあります面積四百八十八平方メートルの熊川武蔵野児童遊園につきまして、土地所有者

の福生市熊川一四番地の石川一夫氏から、昭和五十七年十二月末日をもって貸借契約の解除の申請がなされ、この用地の貸借契約の解除によりまして、本条例の熊川武蔵野児童遊園の項を削ろうとするものでございます。

なお、附則におきまして、昭和五十八年一月十日から施行しようとするものでございます。

簡単な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十四号については、原案の

とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 議案第七十五号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君 登壇）

○福祉部長（須崎進君） 御指名をいただきまして、議案第七十五号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに關する条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに關する法律の一部を改正する法律、及び同施行令の一部を改正する政令に伴いまして本条例を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、題名の改正、災害障害見舞金の支給制度の新設によりまして、新たに、今回制定しようとするものでござります。

次に、内容について御説明を申し上げます。
まず、題名を次のように改めるといふことで、福生市災害弔慰金の支給等に関する条例に改正しようとするものでござります。

第一条におきまして、法律の題名の改正と、新たに制定される

した「自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に、災害障害見舞金の支給を行う」といふ条文を加えようとするものでござります。

第二条につきましては、用語の整備でございます。

第三条につきましては、災害弔慰金の支給でございますが、「及び次章」といたしまして、災害障害見舞金の支給を加えようとするものでござります。

第四条につきましては、用語の整備でございます。

第五条につきましては、これは災害弔慰金の額でございますが、ただし書きで、災害障害見舞金の支給者がその後において死亡した場合に、災害弔慰金の額から災害障害見舞金の額を控除した残りの額を支給しようとする条文でございます。

第七条につきましては用語の整備でございます。

第二章の次に次の一章を加えるというものでござりますが、第二章の二といたしまして、災害障害見舞金を新たに制定しようとする

するものでございます。

第八条の二におきましては、災害障害見舞金の支給でございますが、まして、市は市民が災害により負傷し、または疾病にかかり治つたとき、その症状が固定したときも含むわけでございすか。法の別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民に對しまして、災害障害見舞金の支給をしようとするものでございす。

第八条の三におきましては、災害障害見舞金の額でございますが、この額につきましては、障害者一人当たりの額でございます。世帯主の生計を主として維持している場合にあっては百五十万円、その他の方にあります七十五万円を支給しようとするものでございす。

第八条の四でございますが、準用規定でございます。災害障害見舞金についての準用規定、それから墓石の整備、見出しの整備、条文の整備、用語の整備等でございます。

第四章につきましては、雑則でございますが、これは章制度により、すなわち条例でありますので、雑則も第四章としたものでございす。

附則におきまして、施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行しようとするものでございす。

なお、改正後の条例の規定は、五十七年七月十日以降に生じた災害に関して適用しようとするものでございす。この七月十日につきましては、長崎県の豪雨による災害を指しているわけでございす。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜うまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

、れより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号については、厚生

委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は厚生委員会に付託する、ことに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第四議案第八十九号 火葬費等の

助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久男君 登壇)

○市民部長(井上久男君) 御指名をいただきまして、議案第八十九号

火葬費等の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本条例改正は、狭山火葬場使用料条例が十月二十七日の議会で改正され、組合内居住者の火葬費が昭和五十八年四月一日から無料になったことに伴う改正でございます。

この改正で、いままで組合内居住者が狭山火葬場を使う場合、死胎や改葬等の場合五百円、十歳未満千円、十歳以上二千五百円と火葬場に支払い、その分を市から助成する形になっておりました。実質的には無料になっておりましたものを、個人が組合に支払わなくてもよくなり、そのため助成が必要なくなったわけでございます。

内容につきましては、まず題名に福生市を加え、次に、第二条第一号中の「及び」の字句を「または」に改め、また本文の次にただし書きを加えて、狭山火葬場を使用した者については助成の対象から除き、第四条においては、狭山火葬場以外で火葬される者の助成額は、いままで通りの額で別表に定めようとするもの

であります。

また、同条第二号は助成の方法と、霊板の搬送に要する経費に改め、内容におきかへは従前と同じ額の助成であります。次に、第五条の委任の条文は、他の条例と同様な条文に改めようとするものであります。

なお、附則におきいて、昭和五十八年四月一日から施行しようとするものであります。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、よろしく御審議を賜いますし、原案におきいて御可決賜いますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

たにこの議題となっております議案第八十九号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たにこの山崎繁三郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五 議案第七十六号 福生市の緑を宇り育てる条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 井上久男君 登壇）

○市民部長（井上久男君） 御指名をいただきました。議案第七十六号
福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例につきまして
提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例は、当初、大都市圏周辺の開発が非常に急速に進
められ、やもすれば、緑が乱開発を招き、年々緑が失われること
が予想されることから、市民の生活環境の保全対策として緑の
保全の推進を図ることにし、また、昭和四十八年度から農耕地に
対する宅地並み課税が実施され、田園地域を除くほとんどの農地
がその対象とされ、ますます開発の速度が増すことが予想され
ることから、昭和五十年十月に本条例を設け保全に努めてまいりました。
しかし、御案内のように、本年三月、地方税法の一部改正に伴い、
福生市税賦課徴収条例の一部改正により、昭和五十六年度
まで続けてまいりました農地に対するいわゆる宅地並み課税が廃
止され、本年度から農地については、今後十年間営農を継続す
る意志があり、なおかつ一定の要件を満たされる農地については、

いわゆる農地課税になることになりました。

つまりましては、先にその申告を受けました状況を申し上げますと、所
有者四百二十名のうち三百八十三名が申告し、率で九一・二％で、面
積では全体で五十六万七千七百六十二平方メートルのうち、五十四万七千
八百六十九平方メートルが申告されました。また、未申告者は三千四
名で一万三千二百八十五平方メートルとなっております。しかし、申告さ
れた中でも要件に適合しない農地が六十四名、二万三千八百六十平方
メートル、また、長期営農継続農地に望まない農地が八十二名、五万
千七百九十一平方メートルとなり、面積で七万五千六百五十二平方メー
トルとなり、総体的には面積では四十七万二千二百七十七平方メートルが今
後十年間、農地として存続されることが予想されます。

これに伴いまして、いままで本条例により農耕地に指定してきた
農地のほとんどが長期営農継続農地となり、今後十年間農
地として続けられることになりましたので、この農地については昭和五十六年
度をもって指定を解除させていたしまして、長期営農継続農地

の対象とならなかつた農地で、現在保全協定を締結してある農地
については、その協定期間のみを継続し、農耕地については、その後
は対象としなさいとさせていたが、山林については従前のとおり今後も
継続させていたが、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず第一条は目的ですが、先ほど申し上げましたように、山林につて
は樹林地として今後も従来とおり継続させていたが、農地については
この条例により規定した農耕地のほとんどが長期営農継続農地
として登録され、今後十年間農地として存続されることから、本条
例から農耕地を削ろうとしようとするものであります。これに伴う
樹林地等の略称規定を削除しようとするものであります。

第五条については字句の整備でございます。

第七条については、見出しの字句の整備と、第一条で申し上げまし
たように、農耕地を削除いたしますところから、山林についてのみを規
定しようとするものであります。

また、同条第三項から第八条、第九条、第十条、第十一条、
第十二条、及び附則第二項までにつきましては、それぞれ字句・用語の
整備でございます。

附則につきましては、この条例の公布の日から施行しようとするもので
あります。

また、経過措置といたしましては、長期営農継続農地に登録さ
れた農地以外で、現在この条例により保全協定を締結してある農
耕地については、その協定している期間のみを対象としようとするもので
あります。

以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜いま
して、原案とおり御可決賜いますようお願い申し上げます。説明を
終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）